

平成 31 年 2 月 15 日  
大阪市教育委員会

## 「学力向上支援サポーター（学びサポーター）」募集要項

### 1 学力向上支援サポーター（学びサポーター）について

学校が、学力課題等の解消に向け、学力向上支援サポーター（学びサポーター）（以下、「学びサポーター」）を配置し、授業中や放課後等、様々な場面で児童生徒の学習支援を行うことにより、児童生徒の学力及び学習意欲の向上をめざす。

なお、「学力向上支援サポーター」とは、学校活性化推進事業における「学びサポーター」及び「理科補助員」の総称である。

### 2 活動内容

- ・ 原則、月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（中学校夜間学級の場合、午後 5 時 30 分～午後 9 時）の間で、体育等を除く授業及び朝の学習や放課後等における学習支援、長期休業中の補習、自主学習の支援等を行う。
- ・ 使用する学習教材（学習プリント等）の準備等を行う。
  - ※ 学校内での活動を原則とする。
  - ※ 体育等のスポーツ活動、クラブ活動・部活動の支援を除く。

### 3 活動条件

- (1) 報償金 1 時間あたり 1,000 円。交通費が必要な場合、1 日 480 円を上限に、報償金として加算する。指定の口座あて、翌々月の 5 日（休日の場合は直前の営業日）を基準日として振り込む。総支給額の 10.21%を所得税及び復興特別所得税の額として源泉徴収する。  
〔例〕 5 月中の活動に対する報償金は、7 月 5 日を基準日として支払う。
- (2) 活動時間 活動時間は、週あたり 18 時間を上限とする。詳細は、学校との間で調整となる。他に、長期休業中の補充学習等でも学習支援を行う場合がある。

- (3) 活動期間 配置決定後の指定した日から平成 32 年 3 月 24 日まで（原則として土・日・祝日の活動はなし）。
- (4) 活動場所 大阪市立小学校、中学校（夜間学級含む）  
※ 校種を希望することはできるが、活動する学校を希望することはできない。
- (5) 保険加入 活動中の事故に対応するため、損害保険に一括加入する。保険料は大阪市が負担する。

#### 4 応募資格

18 歳以上（高校生不可）で、児童生徒と意欲的に関わっていただける方。資格・免許・年齢・性別等は問わない。登録にあたっては、面接による簡単な選考を行う。

#### 5 応募の手続き

次の(1)(2)を「大阪市ホームページ」よりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記応募先まで持参。合わせて簡単な面接を行う。

- (1) 「学力向上支援サポーター」登録票  
※ 必要事項を記入し、過去 3 ヶ月以内に撮った上半身、正面、脱帽写真（縦 4 cm×横 3 cm）を貼付すること。
- (2) 「学力向上支援サポーター」活動要領・同意確認書  
※ 「大阪市ホームページ」よりダウンロードできない場合は、「写真」、「印鑑」を持参すること。

#### 6 募集期間・受付時間

- ・ 募集期間は、本要項掲出日から平成 32 年 1 月 31 日まで随時（土・日・祝日を除く）。
- ・ 受付時間は、午前 9 時 30 分より午後 5 時 00 分まで。

#### 7 その他

- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合は、すべて無効となる。

- ・ 「『学力向上支援サポーター』登録票」等に記入していただいた「学びサポーター」の個人情報については、「個人情報保護法」ならびに「大阪市個人情報保護条例」に基づき厳格に取り扱い、学校からの連絡、報償金の支払等、本市事業の遂行に必要な範囲のみで使用する。
- ・ その他、活動にあたっては別添「『学力向上支援サポーター』活動要領」のとおりとし、「学びサポーター」登録手続き時に、同要領への同意を誓約していただく。

応募先・お問い合わせ先

・ 大阪市教育委員会事務局

指導部教育活動支援担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3階

電話 06-6208-9039

## 「学力向上支援サポーター」活動要領

大阪市教育局

- 1 「学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員）」の活動（以下「活動」という。）については、大阪市教育局の管理下において活動し、配置校の校長・副校長・教頭・その他教職員（以下「教職員」という。）の指示に従うものとします。
- 2 「学力向上支援サポーター」は、活動に際して知り得た児童生徒の個人情報その他の秘密については、漏えい、提供、又は不当な目的での利用等をしてはいけません。活動終了後も同様とします。また、児童生徒の個人情報を不当な目的で収集してはいけません。
- 3 活動に当たっては上記2のほか、個人情報に係る取扱いについては、大阪市教育局個人情報保護条例その他関係規程に基づくものとします。
- 4 「学力向上支援サポーター」が児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントその他本市教育に対する重大な信用失墜行為をした場合は、登録が削除されます。  
当該行為が故意又は重大な過失による場合、当該行為に賠償責任が生じる場合があります。
- 5 活動中は、教職員と連携して児童生徒の安全確保に努めるものとします。
- 6 万一、活動中に事故が発生した場合は、保険により定められた範囲において補償されます。なお、保険加入手続・保険料の負担は大阪市教育局が行います。